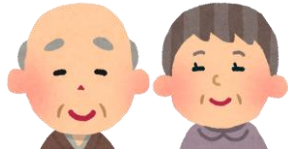


## 東海村三世代同居・近居住宅支援助成事業Q & A



親



子



子の子（中学生以下  
※胎児を含む）

### 1. <<助成対象者>>

Q1. 平成29年3月に東海村へ転入したのですが、対象となりますか？

A1. 対象となりません。本事業は平成29年4月1日以降に、転入し、住宅の取得や増改築・リフォームを行った方が対象となります。

Q2. 四世代が同居（近居）することとなるのですが、対象となりますか？

A2. 転入してきた世帯によります。「親の親世帯」が東海村へ転入した場合は、すでに、村内で三世代同居が成立しているため、対象となりません。「親世帯もしくは子世帯どちらか」、または、「親世帯と子世帯が同時に」東海村へ転入した場合は対象となります。

Q3. 親世帯と子世帯で氏が違うのですが、対象となりますか？

A3. 対象となります。氏の変遷については、提出書類（子の戸籍謄本）で確認させていただきます。

Q4. 親世帯（親世帯の夫婦両方）が村内の特別養護老人ホームに入所しているのですが、「近居」として対象となりますか？

A4. 本事業は三世代の同居・近居による子育て支援を目的としています。親世帯のいずれもが特別養護老人ホームに入所している場合、世代間の子育て支援は難しいものと判断し、助成対象とはなりません。

## 2. <<助成対象住宅>>

Q5. 平成29年1月に住宅の引渡しを受けたのですが、対象となりますか？

A5. 対象となりません。平成29年4月1日以降に引渡しを受けた住宅が対象となります。

Q6. 三世同居（近居）に伴うリフォームを予定しています。どのようなリフォームなら対象となりますか？

A6. 同居（近居）に必要な工事請負費が対象となります。ご世帯によって必要工事が異なることから、工事の内容について確認させていただいた上で判断いたします。

Q7. ハウスメーカー等へ発注せずに、自分で工事を行ったのですが、対象となりますか？

A7. 対象となりません。ハウスメーカーや工務店等へ発注する、工事請負費が対象となります。

## 3. <<添付書類>>

Q8. 納税証明書は誰のものが必要ですか？

A8. 三世同居・近居が始まる以前から村内に居住している世帯の方の証明書が必要となります。詳細については、お問合せください。

Q9. クレジット払いのため、領収書が発行されません。

A9. 支出を証明する書類の写しが必要となります。代金が引き落とされたことが分かる通知・振込証明等の写しをご提出いただくか、取引後の通帳の写しをご提出ください。

Q10. リフォーム前の写真を撮り忘れてしまいました。

A10. 写真の写しの提出が必要となります。リフォーム前後の写真を撮り忘れてしまった場合は、工事箇所が写りこんでいる家族写真等をお持ちいただき、ご相談ください。